

京都総合法律事務所メールマガジン 2024年6月号

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

先月号のメルマガでイメージが具体化した「京都から紛争をゼロにする。」

その実現に向けた小さな一歩として、今月も**緊急度・優先度の高い情報**を厳選してお伝えします。

メルマガ特典として、過去に開催したセミナーのテキストや各種雛型等を無料でダウンロードしていただけるようにしています。**URLは編集後記**に記載していますので、どんどんダウンロードしてください。

このメルマガは無断転送大歓迎です！

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】編集後記

【1】皆様への情報提供

★セミナー★

【経営者・人事労務責任者必見 カスタマーハラスメント対応セミナー】

担当：弁護士 前田宏樹

日時：2024年6月25日（火）11:00～12:00

会場：**ホテルオークラ京都 3階 金剛の間**

費用：1名様あたり2000円（税込）

※顧問契約・各種サポートプランご契約の方々は無料です。

様々な企業の顧問弁護士としてカスハラ対応に携わってきた当事務所の弁護士が、カスハラ対応を実践するうえでの仕組みづくりを詳しく解説します。

修羅場をくぐり抜けてきた弁護士がお送りするカスハラ対策にぜひご期待ください！

反響が大きく、会場をホテルに変更しましたので、直前お申し込みにも対応可になりました！ぜひお申し込みを！

<https://kyotosogo-law.com/post-5082/>

【経営者・広告責任者必見 景品表示法セミナー】

担当：弁護士 野崎隆史

日時：2024年7月26日（金）16:00～17:00

会場：QUESTION 7F セミナールーム（京都信用金庫河原町支店のビル）

費用：1名様あたり2000円（税込）

※顧問契約・各種サポートプランご契約の方々は無料です。

スシロー（ウニ・カニキャンペーンでのおとり広告）、メルセデス・ベンツ（カタログの記載）、ドミノ・ピザジャパン（不明瞭なチラシの記載）など、各社の違反事例からみる「景表法に違反しないために企業が注意すべき事項」、違反した場合の企業リスク、広告表現における注意点などを解説いたします。

また、日本で初めてとなるステマ規制における行政処分の事例についても解説いたします。

<https://kyotosogo-law.com/post-5223/>

【EC時代の改正特商法・消費者契約法の勘所】

担当：弁護士 野崎隆史

日時：2024年8月23日（金）11:00～12:00

会場：QUESTION 7F セミナールーム（京都信用金庫河原町支店のビル）

費用：1名様あたり2000円（税込）

※顧問契約・各種サポートプランご契約の方々は無料です。

特商法改正における「最終確認画面の表示事項」、違反した場合の行政指導や行政処分例、通信販売、訪問販売、電話勧誘販売を行う場合に注意したい特定商取引法や消費

者契約法の勘所など、BtoC を主な顧客とする企業における販売促進時の法的留意点を解説いたします。

<https://kyotosogo-law.com/post-5223/>

★YouTube で配信中★

【最高裁判例解決 職種限定合意と配置転換命令】

令和6年4月26日に職種限定合意がある従業員に配置転換「命令」を出すことはできないという最高裁の判断がありました。

原審では解雇回避という目的が重視されましたが、職種限定の対象となった仕事自体がなくなった場合、配置転換ができないとなると、解雇するしかなくなるのでしょうか。

今回の判決で何をポイントとして押さえるべきか、企業側の立場から労務問題の解決に注力している伊山弁護士が15分+aでコンパクトに解説いたします。

<https://www.youtube.com/watch?v=fKnVBsgWPJI>

◆労務◆

【ハラスメント対応】

年々増加するハラスメント対応のためには、

- ① ハラスメント申告についての社内規程の整備
- ② ハラスメント申告があった場合の事実の調査
- ③ 事実の調査に基づく会社としての判断
- ④ 会社の判断に従った当事者への対応

が漏れなく行われなければなりません。

ハラスメント対応に不安がある場合はこちらの記事を参考にお早めにご相談を！

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=984>

【弁護士リチャードソン】

弁護士リチャードソンの直近1か月のポストの中から、再生回数が多かったポストを順番にご紹介します。

<募集要項と雇用契約書のズレ> 再生回数：2つ合計で約5万回

募集要項で「正社員」としていたのに、実際の雇用契約書で「期間の定めあり」とした場合、本人の署名押印があれば、契約書の方が強い……とならないのが労働契約の世界でありまして。ちゃんと説明して心の底から同意したことが立証できないと、契約書は根拠にならんこともあるのです(東京高判 R5.3.23)

労働契約の世界では「こんな不利な条件、普通は同意しないでしょ？どしたん？話さか？」となるのが常でございまして。そうなってしまうと、契約書は根拠にされず、募集要項やら求人広告やらで労働契約の内容が認定されてしまうことも珍しくないのです。書面は必要、だが十分とは限らない。ひー。

<問題社員の解雇> 再生回数：2つ合計で約1万回

日々の言動が無茶苦茶な従業員であっても、解雇無効となることがあると申し上げると、理不尽感ハンパないのですが、その多くが「立証」の問題でして。その中でも無断欠勤とか異動拒否などは見えやすいので、本丸の無茶苦茶さが認定されずとも、このあたりで解雇有効となることもです(東京地判 R3.2.17)

なお「お、無断欠勤や。チャンス！」と思って黙って放置しておく、と、「何もおっしゃってない？ならばそれは、特に問題視されていなかったと。なのに解雇理由とされたのはおかしいのでは？」とかなんとか言うのが法律でございませう、ダメなことはダメとハッキリ対処して証拠化すること、絶対です。

<残業代対策> 再生回数：2つ合計で約8000回

残業代紛争では実労働時間自体が問題となることも珍しくなく、諸事情でタイムカードを資料で使えない場合「こんなこともあろうかとつけていたノート」やら最近では「こんなこともあろうかとしていたツイート」による認定もありますが、無論、何らかこれらを信用できる客観的事情があつてのことです。

大前提として「なぜそういう記録をしたのか」は当然問われるわけで、たとえばタイムカードを実際と違う時間帯で切らせていた、などという「そうせざるを得ない事情」があるかどうかは重要でして。事業所としては、「そんなことせんでも良かったやろがい」という仕組みをとっておきたいところです。

<着替えの時間と労働時間> 再生回数：約 6000 回

「着替えの時間も労働時間」と言われることがあります。これは制服着用義務だけでなく、「会社で」着替えることの義務付けもあるからでして。ゆえに「別に家から着てきても、ええねんで？」という反論の余地がありまして。ただ「いや禁止してたやん」と一撃のこともあります(神戸地判 R5.12.22)。

<給与減額の根拠規定> 再生回数：約 5200 回

給料減額は就業規則で定まっていなくて同意できんわけですが、その基準や幅などが具体的でなく、抽象的なものに止まると「定めた」ことにならんと怒られることもありまして。内規や説明会資料があつて説明してても、それは「就業規則」ではないでしよと、やっぱり怒られるのです(東京地判 R5.6.9)

<整理解雇の手順> 再生回数：約 5200 回

整理解雇に関する近時の裁判例で、希望退職を募っていなかったとしても「それで基幹職が辞められたら困る」等から解雇回避努力義務不足とはならんとした例がありまして。他方で経費削減やら役員報酬切下やらはわりとやっておられたようなので、それをやってのこれと心得るべきかと(東京地判 R5.5.29)。

こんな有益なポストはフォローして毎日チェックしましょう！

https://twitter.com/richaso_law

【ポイント解決！そこが知りたい労務相談】

当事務所の労務チームリーダーである伊山弁護士の書籍、好評発売中です。

経営者の立場から労働実務上生じがちな典型的な「課題」をピックアップして 30 の具体的な質問に Q&A 形式で解説。

https://www.amazon.co.jp/dp/4863263600?ref_=cm_sw_r_apan_dp_7DB1FMRFJ91WEQ9Y7A4F

◆コーポレートガバナンス◆

【監査役監査の基礎知識（自己診断）】

日本監査役協会の HP に掲載されている「監査役監査の基礎知識（自己診断）」は毎月更新されます。メルマガを開いた流れでぜひ月 1 回チャレンジしてください。今月も勉強になりました！

<https://www.kansa.or.jp/support/knowledge/>

【株主総会】

株主総会シーズンです。私も顧問先の株主総会やリハーサルに参加し、学ばせていただいております。

議決権行使助言会社の双壁である ISS の反対推奨基準とグラス・ルイスの 2024 年助言方針の改定の概要を整理しておきます。

<ISS (Institutional Shareholder Services Inc.) >

- × 過去 5 期平均の自己資本利益率（ROE）が 5%を下回り、かつ改善傾向にない場合
- × 政策保有株式の保有額が純資産の 20%以上の場合
- × 株主総会後の取締役会に占める社外取締役の割合が 1/3 未満の場合、または社外取締役が 2 名未満の場合
- × 株主総会後の取締役会に女性取締役が一人もいない場合
- × 親会社や支配株主を持つ会社において、株主総会後の取締役会に占める ISS の独立性基準を満たす社外取締役の割合が 1/3 未満の場合、または ISS の独立性基準を満たす社外取締役が 2 名未満の場合
- × 株主総会後の取締役会の過半数が独立していない場合、ISS の独立性基準を満たさない社外取締役
- × ISS の独立性基準を満たさない監査役会設置会社における監査役／監査等委員である社外取締役

- × 前会計年度における取締役会／監査委員会／監査等委員会の出席率が 75%未満の
社外取締役／監査委員会／監査等委員
- × ガバナンス、受託者としての責任、リスク管理などに重大な問題が認められる場合
- × 経営陣の入れ替えが必要とされるにもかかわらず、それを怠った場合
- × 株主の利益に反する行為に責任があると判断される監査役
- × 他社での取締役／監査役としての行動に重大な懸念があるなど、当社の取締役／
監査役としての適性に大きな懸念がある場合
- × 少数株主にとって望ましいと判断される株主提案が過半数の支持を得たにもかかわらず、
その提案内容を実行しない場合、類似の内容を翌年の株主総会で会社側提案と
して提案しない場合
- × 温室効果ガス排出量の多い企業において、自社及び経済全般への気候変動リスクを
理解、評価し、軽減するための最低限の対策を講じていない場合
- × 次の内容の定款変更
 - ・ 提案された授権枠の増加分が現在の授権枠の 100%を越える場合／発行済株式総
数が増加後の授権枠の 30%未満となる場合／ISS が反対を推奨する買収防衛策を
目的とする場合において、授権枠増加の具体的な理由が開示されていない場合
 - ・ 株主提案権が排除される自己株式取得の取締役会授権
 - ・ 株主の権利行使の手続を株式取扱規程に委ねる内容
 - ・ 株主総会の定足数の緩和
 - ・ 感染症拡大や天災地変の発生に限定しないバーチャルオンリー型株主総会
 - ・ その企業の買収防衛策に賛成を推奨する場合を除く買収防衛策に関連する内容
 - ・ 取締役解任の要件加重
 - ・ 取締役の期差任期制の導入
 - ・ 取締役の役職として提案される場合以外の相談役制度の新設
 - ・ 会計監査人の責任減免の取締役会授権及び責任限定契約
 - ・ 指名委員会等設置会社／監査等委員会設置会社で、配当の株主提案権が排除されな
い場合以外の剰余金配当の取締役会授権
- × ISS の基準を満たさない買収防衛策の導入及び更新
- × 事業活動や範囲を制約するような提案や実行に多大なコストを伴う株主提案

<グラス・ルイス (Glass, Lewis & Co.) >

- × 多様な性別の取締役比率が 10%未満の場合（プライム市場上場企業の取締役会には 2026 年から 20%以上の比率を求める）
- × 政策保有株式の保有比率が対連結純資産の 20%以上の場合で、今後 5 年以内に 20%以下にするための明確な縮減目標値と期日を含む縮減計画が開示されていない場合
- × 政策保有株式の保有比率が対連結純資産の 10%以上 20%未満の場合で、当該企業の過去 5 事業年度の ROE の平均値が 8%未満／直近事業年度の ROE が 8%未満である場合
- × 社外取締役全員又は社外監査役全員の在任期間が連続 12 年以上の場合
- × サイバー攻撃によって株主に重大な損害が生じた場合、この点に関する企業の情報開示を精査し、その開示内容や監督が不十分であると考えられる場合
- × 企業の温室効果ガス排出が、財務上重大なリスクであるとサステナビリティ会計基準審議会（SASB）が判断した業種に属する日経平均株価指数構成企業、及び排出量や気候変動への影響、ステークホルダーの関心が高く、財務上重大なリスクであると考えられる企業について、気候関連問題に対する取締役会レベルの監督責任を明確に定義した開示がない場合や開示が著しく不十分であると判断した場合

【個人情報保護】

先月号でも反響がありましたので継続して掲載します。

個人情報保護委員会による個人情報保護法の遵守に向けたチェックリスト。

「利用目的、通知・公表、取扱ルールと責任者、従業員教育、保管・管理、委託先の管理、第三者提供のための同意、提供時の記録、開示請求・訂正請求」というキーワードから**思い浮かばないことが一つでも有る場合**は要チェックです。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/10_checkpoint.pdf

【クラウドの設定ミス対策ガイドブック】

こちらも継続して掲載します。

総務省のクラウドの設定ミス対策ガイドブックによると、設定ミスの原因は、①担当者、②マニュアル、③作業環境、④組織の環境の 4 つの観点から整理でき、設定ミスの

対策は、①組織・ルール、②人、③作業手順、④道具（ツール）の4つの観点から整理できるようです。何をすれば良いか悩まれている方はこのガイドブックから。

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01cyber01_02000001_00209.html

【SNS とリスクマネジメント】

「ちょっと弁護士 Q&A」に「SNS での広報活動で炎上しないためのポイント」を提供しましたので、ご覧ください。

https://chokoben.com/media/sns_advertisement_point

◆M&A◆

【PMI 実践ツール】

経済産業省の「PMI 実践ツール」、「PMI 実践ツール活用ガイドブック」、「PMI 取組事例集」は、そのまま使える優れたツールです。M&A の際はもちろん、事業部門の統合や組織の若返り等の際にも役立ちます。

<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240329007/20240329007.html>

◆事業再生◆

【中小企業活性化協議会】

国が設置する公正中立な機関である中小企業活性化協議会は、中小企業の駆け込み寺として、中小企業の経営課題に幅広く対応します。収益力改善や事業再生等の課題を持つ中小企業の支援に、協議会事業を積極的にご活用ください。

顧問先企業の資金繰りに不安が生じつつある税理士の先生や経理担当の方々にもぜひ知っていただきたいです。まだ早くない？ 抽象的な悩みだけ？ どちらも大歓迎です。20年6万件の実績に基づき、秘密厳守します。

https://www.smrj.go.jp/supporter/revitalization/national_headquarters/index.html

◆知的財産◆

【AI と著作権】

- ① AI 開発・学習段階
- ② 生成・利用段階

において著作権侵害となるケースを整理しておきましょう。

＜AI 開発・学習段階＞

- × 類似物を生成させることを目的としたファインチューニング
- × 既存の著作物の創作的表現の全部又は一部を生成 AI を用いて出力させることを目的としたデータの収集
- × 特定のクリエイターを狙い撃ちにした AI 学習
- × 有償提供されているデータベースを情報解析目的で複製する行為
- × AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置を回避して AI 学習のために複製等をする行為
- × 海賊版等と知りながら学習データの収集を行った場合

＜生成・利用段階＞

- × 生成された画像等に著作物との類似性及び依拠性が認められ、かつ、権利制限規定の対象外である場合
- × 「AI 利用者が既存の著作物にアクセス可能であったこと」や「生成物に既存の著作物との高度な類似性があること」等が立証される場合

◆広告規制・消費者契約◆

【課徴金納付命令（16 億 5594 万円）】

中国電力に対し、16 億 5594 万円もの巨額の課徴金納付命令が発せられました。家庭用電気小売供給のプランに不当表示（有利誤認表示）があったということです。

「スマートコース」では、「ご家庭のお客様に最も多くご契約いただいている『従量電灯 A』よりも、1 年間で約 1,200 円おトクになる新コースです。」「電気のご使用量

が比較的少なく、時間帯を気にせずに電気をご使用になりたいお客さま（月平均ご使用電力量 400Wh 以下）におすすめてです。」として、月平均の使用電力量が 400 k Wh 以下の場合のスマートコースの電気料金は「従量電灯 A」と称する電気料金を適用する電気の小売供給の電気料金より安価であるかのように表示していました。

「シンプルコース」では、「『従量電灯 A』で電気をたくさん使うご家庭なら年間約 10,000 円おトクに！」「ご家族が多いご家庭や、昼間は家にいることが多いお客さまなど、ご使用量が月平均 400 k Wh を超えるお客さまにおすすめてです。」として、月平均の使用電力量が 400 k Wh を超える場合のシンプルコースの電気料金は従量電灯 A の電気料金より安価であるかのように表示していました。

しかし、実際はそうではない月があり、有利誤認表示として課徴金納付命令の対象となりました。

メルセデス・ベンツの約 12 億円を上回る過去最高額です。

【ステマ規制による初の措置命令】

Google のクチコミに星 5 か星 4 をつけるとインフルエンザワクチン接種費用を 500 円割り引くと聞けば、やっぱり星 5 か 4 をつけたくなりますよね。

それがステマ規制に抵触するという事で、東京都の医療法人社団が措置命令を受けました。2023 年 10 月に始まったステマ規制での初の措置命令事案です。

せっかくなので、ステマ規制について解説しておきます。

ステマ規制に抵触する表示とは、**事業者の表示（＝宣伝、広告）であるにもかかわらず、表示内容全体から一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭になっていない表示**です。

そして、外形上第三者の表示のように見えるものが、事業者の表示に該当するとされるのは、**事業者が表示内容の決定に関与したと認められる場合（＝客観的な状況に基づき、第三者の自主的な意思による表示内容と認められない場合）**です。ステマ規制の運用基準には、具体例として、

- ・事業者が第三者に対して SNS や口コミサイト等に自らの商品又は役務に係る表示をさせる場合

・ EC サイトに出店する事業者が自らの商品の購入者に依頼して購入した商品について EC サイトのレビューを通じて表示させる場合が挙げられています。

また、事業者が第三者に対してある内容の表示を行うよう明示的に依頼・指示していない場合であっても、事業者と第三者との間に第三者の自主的な意思による表示内容とは認められない関係性がある場合には、事業者が表示内容の決定に関与した表示とされ、事業者の表示となります。具体例として、

- ・ 事業者が第三者に対して SNS を通じた表示を行うことを依頼し、自らの商品やサービスについて表示してもらうことを目的に、商品やサービスを無償で提供し、その提供を受けた第三者が事業者の方針や内容に沿った表示を行う場合
 - ・ 事業者が第三者に対して自らの商品やサービスについて表示すると経済上の利益があることを言外から感じさせたり、言動から推認させたりするなどの結果として、当該第三者が商品やサービスについての表示を行う場合
- が挙げられています。

今回のケースでは、インフルエンザワクチン接種希望者に対し、星 5 か星 4 をつける
とインフルエンザワクチン接種費用を 500 円割り引くことを伝えて投稿を求め、実際に投稿しているので、事業者が表示内容の決定に関与したと認められる場合にあたると判断されました。

そして、Google のクチコミは、表示内容全体から一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭になっているとは認められない（＝クリニックの宣伝、広告だとわからない）ため、ステマ規制に抵触すると判断されました。

レビューでプレゼント！という宣伝の仕方は色々な EC サイトで見かけますが、今回のケースとの決定的な違いは、割引を撒き餌にして星 5 か星 4 を獲得していることです。星 5 や星 4 をつけたことがレビューの自主的な意思によるものだと認められないため、ステマ規制に抵触するということになりました。

では、星の数の縛りがなければ直ちに OK なのかというと、そうとも言い切れないと考えます。たとえば、投稿時のチェックの仕方により高い評価でなければ事実上割引を

受けられない状況であったとすれば、それは自主的な意思によるものだと認められないと判断される可能性が高いでしょう。

【消費者庁のインターネット監視の動向】

消費者庁が、2024年1月から3月までの期間に実施した「インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示」に対する監視および改善指導について発表しました。

244事業者・253商品の表示について、事業者に改善指導を行ったようです。

改善指導の対象となった表示を列挙しておきますので、これらを使いたい衝動にかられましたら、消費者庁を思い浮かべてください。

- × 美髪、美白、動脈硬化予防、メタボリックシンドローム予防、ガン予防、アルツハイマー型認知症の予防・改善に効果を有すること等を標ぼうする表示
- × 生活習慣病予防・改善、風邪予防、肝機能改善、糖尿病予防・改善、認知症予防、ガン予防、アンチエイジング、美肌効果、中性脂肪やコレステロールの値を下げる効果を有すること等を標ぼうする表示
- × 悪玉コレステロール値改善、ストレス軽減、血圧・血糖の上昇抑制作用、抗菌・抗酸化作用、便秘解消、花粉症対策、アレルギー性疾患諸症状の改善、動脈硬化予防に効果を有すること等を標ぼうする表示
- × 心筋梗塞や狭心症等の改善・予防、生活習慣病予防、アレルギー改善、動脈硬化予防、老化防止、精力増強、うつ改善、認知機能向上、脂肪燃焼に効果を有すること等を標ぼうする表示
- × 女性ホルモンの活性化に働きかけ、美肌効果、薄毛・白髪の改善、更年期障害緩和、豊満ボディの維持に効果を有すること等を標ぼうする表示

◆契約書◆

【PRTIMES STORY】

契約書チェックサービスについての PRTIMES STORY が公開されましたので、ぜひご覧ください。

京都総合法律事務所が“矜持と覚悟”をもって臨む契約書チェックサービス

AI と協働し、AI を超える職人的な活動の裏にある想いとは

<https://prtmes.jp/story/detail/ZrXQX1f7Z2b>

【契約書・利用規約 NG 集】

B to C の契約で次のような条項が契約書や利用規約等にある場合は、**適格消費者団体**から狙われるリスクが高いです。

実際に指摘を受けて削除に至った条項を列挙しますので、ヒヤッとした方は今すぐご相談ください。

<建物賃貸借契約>

- ▲ 家賃・共益費・駐車料及びその他これに準ずる費用について、契約終了日（解約の場合を含む）の属する月においては、日割計算は行わないものとする条項
- ▲ 「賃借人又は連帯保証人が死亡し又は禁治産若しくは準禁治産の宣告を受けたとき、若しくは賃貸住宅内の家財道具等の差押さえがあったとき、若しくは破産の申立てがあったとき」は、賃借人が直ちに賃貸人に通知しなければならないとする条項
- ▲ 賃貸人は、賃借人の行為が契約書に定める事項に該当するときは、催告その他法定の手續によらないで本契約を解除することができるとする条項のうち、以下の条項
 - ・賃貸住宅の入居申込書等に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により賃貸住宅へ入居したとき。
 - ・家賃等を 10 日以上滞納したとき。
 - ・家賃等の支払いをしばしば遅延することにより、その支払能力がないと賃貸人が認め、かつその遅延が本契約における賃貸人・賃借人間の信頼関係を害するものであると賃貸人が認めたとき。
 - ・契約書上に賃借人が直ちに通知する義務が定められている事項につき、賃貸人に対する通知を怠ったとき。
 - ・賃貸人の承諾を得ないで契約書上に賃借人が賃貸人の承諾を得る義務が定められている事項に該当する行為を行ったとき。
 - ・賃貸住宅を賃借人の責に帰すべき事由により汚損、破損又は滅失して、財産上の価値を著しく減少させたとき。

- ・用法遵守義務違反、善管注意義務違反、管理規約等の遵守義務違反、転貸・譲渡禁止違反があったとき。
- ・賃借人が1ヶ月以上行方不明となり用法遵守義務及び善管注意義務が果たせないとき。
- ・共同生活の秩序を著しく乱す行為があったとき。
- ▲ 退去（引越し）に伴う電気・ガス・水道・灯油代等の代金清算手続を完了しなければ明渡したとは認めない旨の条項
- ▲ 賃借人が明渡しに際し、賃貸住宅又は敷地に残置した物品については、所有権を放棄したものとみなし、賃貸人が任意に処分することができるとする条項
- ▲ 賃借人が、明渡しに際して、賃貸人・賃借人間で合意したものを除き、賃貸人に対して名目の如何を問わず立退料等の金銭の請求をできないとする条項
- ▲ 賃借人が1ヶ月以上行方不明となり、賃貸物件を善良な管理者の注意をもって保全し、使用することができないとき、賃貸人が連帯保証人又は適当な第三者の立会上、賃借人の家財等を整理し、任意の場所に保管し、その後1ヶ月を経過しても引き取りなき場合は賃借人の債務に充当することができるとする条項
- ▲ 賃借人が代理人をもって契約を締結した場合に、代理人の行為一切について賃借人がその責を負うものとする条項

【駐車場賃貸借契約】

- ▲ 契約の開始月及び終了月が月の途中である場合でも賃料の日割計算をしないとする条項
- ▲ 賃貸人が、駐車場の保守・管理・運営上または建物の保守・管理・運営上必要と認めた場合に駐車場の使用を禁止し、または使用時間帯の制限をすることができるとする条項
- ▲ 賃貸人が必要と認める修理・変更・改造または保守作業等を実施した場合、賃借人が不便・損害を被ることがあっても、賃貸人はその責を負わないとする条項
- ▲ 駐車中の自動車の保管に関してあらゆる事故について賃貸人は一切の賠償の責を負わないとする条項
- ▲ 賃貸人は、契約書に定める事項に該当するときは、催告その他法定の手続によらないで本契約を解除することができるとする条項

- ▲ 賃貸借契約終了時に駐車場内に残置された借入人の所有物があるときは、借入人がその時点でこれを放棄したものとみなし、貸入人は撤去・処分に要した費用を借入人に請求できるとする条項
- ▲ 借入人が不適当と認めたときは、貸入人が相当と認める連帯保証人を借入人が立てなければならない義務を定める旨の条項

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念に基づいてサービス内容を可視化し、明確にしました。

<https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

【契約書サポートプラン】

契約書を制する者がビジネスを制す。体裁を整えるだけでは不十分です。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

【ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口業務を承っており、上場企業、大学、病院等での実績があります。窓口は即日開設可能です。

[https://kyotosogo-](https://kyotosogo-law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/)

[law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/](https://kyotosogo-law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/)

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

【カスハラ・クレームガード】

京都総合法律事務所の「クレームガード」で「お客様は神様です」の呪縛から逃れ、会社と従業員を守りましょう。

<https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役の適切な関与により、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介させていただきます。

<https://kyotosogo-law.com/syagai/>

【3】編集後記

2024年6月号、いかがでしたか？

メルマガ特典の無料ダウンロード先はこちらです。

https://kyoto-kigyohomu.com/?page_id=623

5月のコンプラセミナー（講師：弁護士高田沙織）で、新たに多くの方々とお知り合いになることができ、とても嬉しく思いました。

また一步「京都から紛争をゼロにする。」に近づけたと思います。

6月のカスハラセミナー（講師：弁護士前田宏樹）は会場を変更する予想以上のお申し込みで、皆様がいかにカスハラでお悩みであることがうかがえます。

反響の大きさを受けて会場をホテルに変更しましたので、直前お申し込みにも対応します。「クレームガード」で従業員を守ってください！

締めは阪神タイガースと F1 とオーディブル。

野球タイガースは、苦しい交流戦でした。日ハムの新庄剛志監督が阪神ユニフォームで出てきて甲子園が湧いた時点で、勝ち負けを忘れてしまいましたね。そうこうしているうちに首位陥落ですが、まあそういうときもありますよね。一喜一憂して楽しく過ごしましょう！

F1 は、角田裕毅選手（ビザ・キャッシュアップ RB）が、来季もチーム残留が決まり、2025 年は 5 シーズン目を迎えることになります。かなり早い段階で来季のシートを獲得したことに、チームからの評価の高さがうかがえますね！アウディが移籍金 8 億円を用意していたという報道もあり、レッドブルへの昇格も夢ではないのか！？

そんな角田選手は、先月の好調を維持し、第 8 戦モナコ GP も予選 8 位・決勝 8 位と 3 戦連続でポイントゲット！

第 9 戦カナダ GP も予選 8 位で、決勝でも終盤までポイント圏内で 4 戦連続ポイントゲット目前でしたが、悔しいスピンでポイントゲットならず。

第 10 戦スペイン GP はアップデートが機能せず、苦しい戦いでしたが、収集したデータを次戦以降に活かしてくれると信じます。阪神と同じく臥薪嘗胆。

オーディブルは、7 月 3 日の新紙幣に備えて、ようやく「論語と算盤」を聴き終わりました。普遍的な教訓で、何度も何度も聴く必要があると感じました。

その合間を縫って、成瀬シリーズの 2 つ（天下を取りにいく、信じた道をいく）と「スピノザの診察室」と「八月の御所グラウンド」と「イーロン・マスク」と「マネー・ボール（完全版）」を聴きました。

合間の時間の方が長いような気がしますが、成瀬シリーズは爽やかな気持ちになれる & 滋賀とちょっとだけ京都が舞台ですし、スピノザは京都が舞台 & 主人公の雄町先生が「世の中には死ぬまでに絶対食べておくべきうまいものが三つあるんだ。知ってるかい。矢来餅と阿闍梨餅と長五郎餅だ。」とおっしゃっておられますし、御所グラウンド

も京都が舞台&あの助っ人はまさかの！ですし、イーロン・マスクは火星愛と人類愛で
すし、マネー・ボールは出版後日談と訳者あとがきまで面白いので、全部 OK です。

次は何を聴こうかな～

それではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に
連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連
絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5 階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

知的財産専用ページ

<https://kyotosogo-law.com/intellectual-property-team/>

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com